

議案第10号

損害賠償の額の決定及び和解について（追認）

損害賠償の額を次のとおり決定し、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年9月1日提出

那須烏山市長 川 俣 純 子

1 相手方

市外の個人

2 事故の概要

(1) 事故発生年月日 令和8年2月4日

(2) 事故発生場所 那須烏山市藤田946-1

(3) 事故の状況 令和8年2月4日午後2時50分頃、那須烏山市藤田地内において、消防団の消防車両が方向転換のため後退した際、後方確認不足により敷地内のビニールハウスの支柱に接触し損害させたこと及びそれに伴い、農作物を出荷できない期間が生じたことから損害が発生したものである。

3 損害賠償額

673,948円

4 和解の内容

(1) 市の過失割合を100%とし、市は、相手方に対し、ビニールハウスの修繕及び営業損害補償費用として673,948円に市の過失割合100%を乗じた673,948円を損害賠償金として支払うものとする。

(2) 市及び相手方は、今後、本件事故に関する裁判上及び裁判外における、一切の異議及び請求の申立てをしないものとする。